

■ 109 「及ぼす変更」の登記

【事例】AとBが共有する甲土地について、Cの抵当権設定登記がされていた。その後、BがAの持分を取得して甲土地はBが単有することになったため、BはAから取得した持分についてもCとの間で抵当権の追加設定契約を締結した。

登記の目的	○番抵当権の効力を所有権全部に及ぼす変更（付記）
原因	○年○月○日金銭消費貸借○年○月○日設定
権利者	○○市○○町○丁目○番○号 C
義務者	○○市○○町○丁目○番○号 B
添付情報	登記原因証明情報 登記識別情報（Bの甲土地甲区○番の登記識別情報又は登記済証） 印鑑証明書（Bの市町村長作成の印鑑証明書） <承諾証明情報（利害関係人Zの承諾書）> 代理権限証明情報（B及びCの委任状）
登録免許税	金 1,500 円（登録免許税法第 13 条第 2 項）

■ 110 「及ぼさない変更」の登記

【事例】AとBが共有する甲土地について、Cの抵当権設定登記がされていたところ、CがBの持分上の抵当権を放棄したため、抵当権がAの持分上のみ存することとなった。

登記の目的	○番抵当権をA持分の抵当権とする変更
原因	○年○月○日B持分の放棄
権利者	○○市○○町○丁目○番○号 B
義務者	○○市○○町○丁目○番○号 C
添付情報	登記原因証明情報 登記識別情報（Cの甲土地乙区○番の登記識別情報又は登記済証） <承諾証明情報（利害関係人Zの承諾書）>（注） 代理権限証明情報（B及びCの委任状）
登録免許税	金 1,000 円（登録税別表 1,1,(14)）

（注）一部抹消の実質を有する変更登記であるため、登記上の利害関係人が存在するときは、承諾証明情報を提供しなければ申請できない

■ 111 抵当権の準共有者の1人への弁済

【事例】債権者Bが有する債権（債権額1,000万円・債務者A）を担保するため、A所有の不動産に抵当権設定登記がされていた。その後、BがCに対して、債権の一部400万円を譲渡し、抵当権一部移転の付記登記がなされた。今般、Aは、Cが有する債権について弁済した。

登記の目的	○番抵当権変更
原因	○年○月○日Cの債権弁済
変更後の事項	債権額 金600万円
権利者	○○市○○町○丁目○番○号 A
義務者	○○市○○町○丁目○番○号 C
添付情報	登記原因証明情報 登記識別情報（Cの甲土地乙区○番付記○号の登記識別情報又は登記済証） <承諾証明情報（利害関係人Zの承諾書）> 代理権限証明情報（A及びCの委任状）
登録免許税	金1,000円（登録税別表1,1,(14)）

■ 112 取扱店の追加

登記の目的	○番抵当権変更
追加する事項	取扱店 千葉支店
申請人	○○市○○町○丁目○番○号 A株式会社 (会社法人等番号1234-56-789012) 代表取締役 X
添付情報	登記原因証明情報 会社法人等番号 代理権限証明情報（A株式会社の代表取締役Xの委任状）
登録免許税	金1,000円（登録税別表1,1,(14)）

第4章 抵当権の処分

■ 113 転抵当

登記の目的	○番抵当権転抵当
原因	○年○月○日金銭消費貸借同日設定
債権額	金 1,000 万円
利息	年 5 %
損害金	年 10 %
債務者	○市○町○丁目○番○号 B
権利者	○市○町○丁目○番○号 C
義務者	○市○町○丁目○番○号 B
添付情報	登記原因証明情報 登記識別情報（Bの甲土地乙区○番の登記識別情報又は登記済証） 代理権限証明情報（B及びCの委任状）
登録免許税	金 1,000 円（登録税別表 1,1,(14)）

